

議第 1 1 号 議案

緑の保全・創造の推進に関する意見書の提出

緑の保全・創造の推進に関し、関係行政機関等へ意見書を提出したいので、次のとおり提出する。

平成 2 0 年 1 2 月 1 2 日 提出

環境創造・資源循環委員会
委員長 加 納 重 雄

緑の保全・創造の推進に関する意見書

緑は、二酸化炭素の吸収など地球温暖化対策と、ヒートアイランド現象の緩和において重要な役割を果たすととともに、緑の持つ保水・遊水機能による浸水対策、地産地消の推進による安全で新鮮な食料の供給、また、美しい都市景観による都市の潤い創出など、多面的な機能を持っている。

都市化の進展により、こうした機能を持つ緑は大都市において減少を続けており、緑豊かな都市環境を次世代に継承していくために、緑の保全と創造を推進していくことは喫緊の課題である。本市では、緑の減少に歯どめをかけ、緑の総量の維持向上を目指して「横浜みどりアップ計画」を推進し、樹林地、農地の保全や緑化など、さらなる施策の推進を図っていくとともに、平成21年4月からは緑化地域制度の施行を予定しているところである。

しかし、樹林地、農地の保全に当たっては、相続税が土地所有者にとって大きな負担となっているほか、自治体による買い取り等に必要となる財源の確保や、商業系用途地域での緑化地域制度の効果的な活用のための法改正など、今なお十分な法的整備や財源配分等がなされていない状況にある。

よって、国におかれては、緑の保全・創造を推進するため、次の事項について早急な対応を図るよう強く要望する。

- 1 相続に当たって樹林地や農地を継続して保有できるような相続税の負担軽減や、緑の保全を優先する物納を可能とした上で、物納財産の買い取りを希望する自治体に対する一部無償貸し付けを復活することなどにより、緑の保全が図られるような法的整備を早急に行うこと。
- 2 都市農業の振興のため、大都市における農業の実態に即して、農地法を初めとする関係法令を見直すなどの法的整備を早急に行うこと。
- 3 本市の市街化調整区域などの「緑の十大拠点」等は首都圏レベルにおいても枢要な緑地であることから、首都圏近郊緑地保全法に基づく緑地保全を推進すること。
- 4 市民に身近な緑の創造のため、緑化や公園に関する法制度を拡充すること。
- 5 緑の保全・創造を推進するための、自治体に対する財政措置を行うこと。

ここに横浜市議会は、全会一致をもって、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年12月12日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
農林水産大臣
国土交通大臣

あて

横浜市議会議長

吉原 訓